

東北北海道整備局 分取造林契約 新規契約箇所一覧(平成21年度)

整理番号	分取造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道茅部郡森町	68	イ	②	2.78	(森町浄水場)
2	北海道川上郡標茶町	28	イ	①	1.99	(釧路川流域)
3	北海道雨竜郡幌加内町	103	ウ	①②	3.63	(①石狩川流域 ②鷹泊ダム)
4	青森県上北郡七戸町	41	ア	①②	2.40	(①駒込川～奥入瀬川流域 ②荒屋・上川目簡易水道)
5	岩手県花巻市(稗貫郡大迫町)	14	イ	①②	2.51	(①北上川流域 ②大迫町上水道)
6	岩手県岩手郡葛巻町	5	イ	①	2.28	(馬淵川流域)
7	岩手県気仙郡住田町	32	イ	②	2.23	(住田町農業用水施設)
8	岩手県一関市大東町(東磐井郡大東町)	13	イ	①	2.19	(北上川流域)
9	宮城県栗原市(栗原郡花山村)	3	イ	①②	2.58	併括管理(①北上川流域 ②花山ダム)
10	宮城県大崎市(玉造郡鳴子町)	23	ア	①②	2.31	(①北上川流域 ②小身川原簡易水道)
11	宮城県登米市(登米郡東和町)	12	イ	①	2.48	(北上川流域)
12	宮城県登米市(登米郡東和町)	13	ア	①	2.48	(北上川流域)
13	秋田県秋田市	38	ア	①②	2.40	(①雄物川流域 ②石田坂大堤)
14	秋田県鹿角市	7	ア	①	2.54	(米代川流域)
15	秋田県大仙市(仙北郡協和町)	15	ア	①	2.60	(雄物川流域)
16	秋田県大仙市(仙北郡協和町)	11	ア	①②	2.53	(①雄物川流域 ②協和中央地区簡易水道)
17	秋田県雄勝郡羽後町	10	ア	①②	2.38	(①雄物川流域 ②赤沢堤)
18	山形県最上郡真室川町	5	ア	①	3.21	(最上川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。